

## 令和3年度 『学校いじめ防止基本方針』

### 1 本校の基本方針

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。私たちは、人権感覚を磨きいじめを絶対に許さない学校を目指します。いじめは、いつどこでも起こり得ると考え、予防・早期発見に努めます。いじめが発生した場合は、解消するまで全教職員で取り組み、その後も再発防止に努めます。

### 2 学校の取組

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

- ① 基本方針を策定し、ホームページに公開します。また、予防策（生徒会を中心としたいじめ防止啓発活動や職員のいじめ防止に関する研修等）を実行します。また、年度末には職員における内部評価や学校運営協議会でも外部評価も行い、検証します。
- ② 管理職、生活指導部、養護教諭、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、各学年主任を「いじめ防止対策員」として常設します。管理職、主幹教諭によって、情報を共有する会議を毎週行い、早期発見・早期対応に努めます。

また、重大事案への対応には、いじめ防止対策委員に加え、校長を中心として教育委員会や警察・児童相談所などの関係機関や専門家と連携した対策チームを設置します。

#### (2) いじめの防止

- ① 『命の教育』として学校教育活動全体で命の尊さを学び、様々な行事により人間関係を構築する力やコミュニケーション能力の育成に努めます。また、情報モラル教育として、セーフティ教室を実施し、ネット上のいじめ防止を図ります。緑野中SNSルールを設定し、継続的に情報モラルの理解を深めていきます。

さらに、道徳授業等の充実を通して、他者を思いやる心を育み、お互いを認め合う学級や集団の形成を進めます。

## 緑野中学校SNSルール

### 1 使用する時間や時間帯

- (1) 各家庭で使用時間や使用する時間帯のルールを決め、生徒はそれを尊重する。
- (2) 時間の目安として、SNSでの友人とのやりとりは1日1時間以内とする。
- (3) 時間帯の目安として、SNSは夜10時以降、友人とのやりとりには使用しない。
- (4) 食事のとき、勉強のとき、歩いているときなどの「ながら使用」はしない。

### 2 トラブルなどに巻き込まれないために

- (1) 保護者の方にインターネットのアクセス制限やフィルタリングをしてもらう。
- (2) SNS上では自分や他人の個人情報は絶対に公表しない。(写真なども公表しない。)
- (3) メッセージを書き込むときは相手にどのように伝わるか、受け取る側の気持ちを考えてから送信する。
- (4) 不特定多数の知らない人とメッセージのやりとりなど絶対に関わらない。

② 生徒会を中心としたいじめ防止に対する呼びかけ、ポスターや標語等に取り組みます。

9月～11月には、校内ふれあい月間として、生徒会を中心に朝礼での呼びかけやいじめ撲滅運動を実施します。また、全校生徒で人権作文に取り組み、人権感覚を育てます。

③ いじめをしない、させない、ゆるさない学校をつくるために、生徒も大人もいじめとは何かを認識し、学校全体でいじめから生徒を守る意識を共有できるよう啓発運動やいじめ防止に関する研修に取り組みます。

#### (3) いじめの早期発見・早期対応

① いじめに関する調査やアンケートを年間3回実施します。また、休み時間や放課後での生徒の見守り、持ち物などの異変に気が付けるよう職員同士での連携を密にし、朝、昼休み、放課後等の校内巡回を行います。また、情報を共有し、生徒の交友関係や悩みを把握します。

② 生徒が担任以外の教員とも相談できる環境をつくります。スクールカウンセラー、養護教諭や心の教室相談員等、様々な場面で相談活動を行います。また、1年生については全員を対象にスクールカウンセラーとの個人面談を **6月～7月** に実施します。

③ いじめ対策の重要性について認識を広げるため、保護者会、学校だよりや学年だより等を活用して、情報発信に努めます。また、道徳授業公開講座、セーフティ一教室（情報モラル教室）など、命の大切さや他者への思いやりの心を育成し、いじめをさせない土壤づくりを行います。

#### (4) いじめの対処

##### ① いじめられる側の生徒への支援

生徒の身の安全を最優先に考え、生徒のプライバシーにも十分に配慮した指導を行います。本人への聞き取りや家庭への連絡等、丁寧に行い、常に生徒を守る姿勢で対応します。

##### ② いじめる側の生徒への指導

いじめられる側との距離をとり、状況や背景などをできるだけ把握できるようにします。いじめであることを理解させ、自分の行動に対して反省できるように指導します。常に家庭とも連携を図り、家庭の協力を得て、再発防止に向けた指導を大切にします。

##### ③ いじめの周囲の生徒への指導

見て見ぬふりがいじめを助長し、時にはいじめる側にもなり得ることを理解させ、いじめを知らせる勇気をもつように指導します。いじめを知らせた生徒への配慮を大切にし、いじめ解決に向かうことのできる集団づくりを行います。

##### ④ 情報の共有化と複数人でのいじめ防止対応

教職員一人が問題を抱え込むことのないようにいじめ防止対策委員会への報告・相談の機会をつくります。いじめは謝罪で終わりではない、いじめられた側もいじめた側もその周囲も含めて、新たな関係をつくることができなければ解決にならないことを教職員全体で共通理解し取り組みます。

⑤ 重大事案の発生に対して

重大事案が発生した場合は、直ちに関係諸機関に報告し、管理職を中心とした協力体制を作ります。まず、全ての生徒の身の安全を確保し、様々な面から状況把握に努めます。関係する職員、生徒からの聞き取りや指導に関する記録の確認など、これまでの経緯を正確に把握します。全ての生徒が落ち着いた学校生活を取り戻せるように支援し、解決に向けた態勢作りに努めます。

⑥ インターネット上でのいじめに対して

個人情報をインターネット上に載せることは人権侵害であり、犯罪であることを生徒に確認し、情報モラル教育、メディアテラシーとして指導します。

掲示板、ブログ、サイトなどの管理者やプロバイダへの削除依頼等、場合によっては、保護者や警察と連携して対応します。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

学校いじめ防止基本方針が機能しているかを学校いじめ防止対策委員会が点検し、つねに改善に努めます。その際には、定期的ないじめに関するアンケート結果等を参考にし、生徒による学校評価にも学校のいじめに関する項目を加え、生徒の意見を参考にします。

また、学校運営協議会でもいじめ防止基本方針について説明し、委員の意見を参考にして、改善に努めます。